

改正障害者差別解消法とJ A

①理解しておこう

解消法の概要とポイント

二〇二四年四月一日の改正障害者差別解消法施行にあたり、J A職員として今後取り組むべき対応をぜひ知っておきたい。本稿では、障害者差別解消法の概要やポイントについて、法的観点から解説する。

放送大学 教授
川島 聡

新潟大学大学院にて法学の博士を取得後、東京大学大学院経済学研究科特任研究員や明治大学法科大学院教育補助講師などの立場で、研究・教育に従事。岡山理科大学教授を経て、2023年4月より現職。障害法と国際人権法を専門分野としている。



1 背景と成立

(1) 名称

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という名の法律があります。略称としては、「障害者差別解消法」「差別解消法」「解消法」などが用いられています。本特集のタイトルは「障害者差別解消法」という略称を、本稿のタイトルは「解消法」という略称をそれぞれ使用しています。以下では、

(2) 障害者権利条約

「障害者差別解消法」を主に使います。

(3) 国内法整備

二〇〇六年に障害者権利条約

は成立したのですが、これを日本が締結するためには国内法の整備が必要でした。この国内法整備のため、二〇〇九年一月二十八日の閣議決定によって「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置されました。この本部の構成員は、本部長である内閣総理大臣の下、すべての国務大臣でした。

この本部の下で、国内法整備に集中的に取り組むための「エンジン」としての役割を担ったのが、「障がい者制度改革推進会議」です。この会議は、障害

当事者とその家族が過半数を占めました。

この会議を中心に進められた国内法整備の一環として、障害者差別解消法の成立は位置づけられます。ただし、この法律の検討を実質的に担ったのは、この会議の下に二〇一〇年に設けられた「差別禁止部会」であり、私もこの部会の構成員を務めました。

その当時は、差別「解消」法という名称ではなく、差別「禁止」法という名称が用いられていました。「解消」は「禁止」

【図表1】障害者差別解消法1条（目的）

下線部に注目

この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者として、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、**障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。**

【図表2】障害者差別解消法の対象となる障害者

下線部に注目

対象となる障害者は、法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。これは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の定義と同様であり、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる**障害者手帳の所持者に限られない。**

重要ポイント

（出所）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（2023年3月14日閣議決定）より作成

を含む広い概念です。すなわち、差別の「解消」とは、差別を禁止するなどして差別を世の中からなくしていくこととする、積極的な概念であるといえます。

(4) **成立と改正**

「差別禁止部会」の意見に示された基本的な考え方について

て、その時点において反映できるものを最大限盛り込んで作成されたのが、二〇一三年成立の障害者差別解消法です。翌二〇一四年に、日本は障害者権利条約を締結しました。そして、二〇一六年に障害者差別解消法が施行されました。

それから五年が経ち、障害者

差別解消法の改正法が二〇二一年に成立し、二〇二四年四月から施行される予定です。

2 目的

障害者差別解消法一条は、この法律の目的を定めています（図表1）。

この一条のエッセンスをまとめると、障害者差別解消法は、「障害を理由とする差別を解消するための措置」（不当な差別的取扱いの禁止義務、合理的配慮の提供義務を含む）等を定めることにより、「障害を理由とする差別の解消」の推進を図り、もって「共生する社会」の実現に資することを目的に掲げています。ここでいう「共生する社会」は、「包摂社会」（インクルーシブ・ソサイエティ）と表現することもできます。

つまり、障害差別解消の推進によって万人を包摂できる社会を築くことが、障害者差別解消法の目的なのです。

3 障害者と事業者

前述の障害者差別解消法一条の中には、「障害者」や「事業者」という文言が含まれています（図表1）。これらの文言は、同法二条に定義されています。そして、これらの文言のより詳しい意味内容は、「障害を理由

改正 障害者差別解消法とJ A

② コミュニケーションのポイントと支援制度

障がいの種類は多様で、程度も様々であり、個々の場面において個別的な対応が求められる。本稿では、事業者に求められるコミュニケーションのポイントと、参考情報について紹介する。

1 障害を理解する

令和五年版「障害者白書」によると、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三区分別における障がいの人数の概数は、身体障がい者（身体障がい児を含む。以下同じ）四三六万人、知的障がい者（知的障がい児を含む。以下同じ）一〇九万四〇〇〇人、精神障がい者六一四万八〇〇〇人となっています。これを人口一〇〇〇〇人当たりの人数で見ると、身体障がい者は三四

人、知的障がい者は九人、精神障がい者は四九人となります。複数の障がいを併せ持つ人もいますので、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ九・二%が何らかの障がいを有していることとなります。

身体障がい、知的障がい、精神障がいの三区分別において一定以上の障がいがあると認定された人には、それぞれの障がいに対する障害者手帳が発行されません。障害者手帳を持っている人の中には、福祉サービスの給付など、様々な支援策が講じられて

2

障がい特性に応じたコミュニケーションのポイント

東京都福祉保健局「東京都障

害者差別解消法ハンドブック」
 います。障害者手帳は、都道府県・政令指定都市が障害等級を認定し、発行しています（図表1）。障害の等級は、数字が小さいほど障害の程度が重くなります。

しかし、障害者手帳を持っていないくとも、日常生活や社会生活に制限を受けている状態の人は多く存在しています。

害者差別解消法ハンドブック」
 みんなで支え合い、つながる社会をめざして」と、金融庁の指針から、障がいがある人とのコミュニケーションのポイントを紹介しています。

(1) 対応の基本と考え方

障害者差別解消法では、すべてを一律の対応とするのではなく、様々な場面や、障がいのある人の状況に応じて、柔軟に対応することを求めています。障がいに関する配慮は必要ですが、それ以上に、一人の個人と

おぎゅう行政書士事務所
 おぎゅう居宅介護支援事業所
 行政書士 尾久 陽子

ファイナンシャルプランナー(AFP®)。CDA(キャリア・カウンセラー)。早稲田大学卒業。演劇活動、法律事務所勤務を経て、現職。FP継続教育研修や老人ホーム等でセミナー講師としても活動中。表現活動のためのキャリアカウンセリングやファシリテーションも、積極的にやっている。



【図表1】障がいと障害者手帳

種別	身体障がい	知的障がい	精神障がい
状態	先天的あるいは後天的な理由で身体機能の一部に障がいが生じている状態。 外見では見えづらい心臓機能障害等の内部障がいや、交通事故等による脳血管障がい等による脳の損傷による高次脳機能障がいも含まれる。	知的機能の障がいにより日常生活に不自由が生じている状態。 複雑な事柄や込み入った文章・会話の理解が不得手であったり、おつりのやりとりのような日常生活の中での計算が苦手であったりする。	精神疾患のため精神機能の障がいが生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態。 統合失調症、うつ病等のほか、認知症やアルコール等の依存症、対人関係・社会性・コミュニケーション等の障がいがある発達障がいも含まれる。
手帳	身体障害者手帳	療育手帳 ※都道府県により、「愛の手帳」や「みどりの手帳」といった名称の場合もある	精神障害者保健福祉手帳
等級	身体の障がい部位（視覚、聴覚、肢体不自由など）により区分され、1級から7級まである。6級以上から手帳が交付される。	障がいの程度により、重度（A）とそれ以外（B）に区分されているが、各自治体によってさらに詳細に分かれていることがある。	障がいの程度により、1級から3級に区分される。

（出所）厚生労働省ホームページより筆者作成

して尊重することが大切です。そのため、障害者差別解消法が求める対応は、特に新しいものではなく、今まで様々な場面で行われてきた配慮を含むものです。「障がい者だから」と特別扱いをするのではなく、接遇の基本に立ち返り、丁寧な対応

を心がけましょう。①相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立って対応する
相手の立場に立ち、「明確に」「丁寧に」わかりやすい対応を心がけましょう。介助者や手話通訳者等ではなく、障がい者に直接対応するように心がけま

す。職員の思い込みや押しつけにならないよう、どのような配慮が必要か、本人が必要と考えていることを確認します。
②困っている人には進んで声をかける
困っている様子が見受けられたら、「お手伝いしましょうか」など、こちらから声をかけるようにします。障がいの種類や内容を問うのではなく、「どのような手助けが必要か」を本人に尋ね、立ち続けることが辛い人には椅子を用意するなどの配慮をします。一方で、立ったままの姿勢のほうが楽な人もいることも覚えておきましょう。
状況に応じて「はい」「いいえ」で答えられる質問を使い、相手の意思を確認します。言葉が出ずに困っているときには、具体的な選択肢を挙げて質問しましょう。
③コミュニケーションを大切に、柔軟な対応を心がける
こちらからあいさつや自己紹介をします。会話が難しいと思われる場合でも、敬遠したり、

わかったふりをせず、「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返す」相手の意思を確認し、信頼感のもてる対応を心がけます。聞き取れなかったり、わからなかったりした場合は、わかったふりをせず、相手を傷つけないよう尋ね方に留意したうえで確認します。
対応方法は一つではないことに留意し、建設的対話を通じて個々の場面や障がい特性に応じ、柔軟な対応を心がけます。
対応方法がよくわからないときや想定外のこと起きたときは、一人で抱えず、周囲に協力を求めましょう。
④言葉遣いやプライバシーにも配慮する
差別的な言葉はもとより、子ども扱いした言葉遣いがないようにします。自分では気づかずに、相手に不快感を与えるおそれのある言葉・表現を使ってしまふこともあるかもしれません。そのような指摘を受けたときは、厳粛に受け止めてお詫びし、今後の対応に活かし、職員間でも共有します。

改正障害者差別解消法とJ A

③金融機関の合理的配慮とバリアフリー —視覚障がい者の視点から—

誰もが利用しやすい営業店づくりのために、具体的にどのようなことに取り組みばよいのか。本稿では、筆者自身の経験から、金融機関に求められる合理的配慮を解説する。

1 はじめに

海外を旅行すると、日本の公
共施設などのバリアフリーは、
世界的にみてもとても進んでい
るのだということに改めて気づ
かされます。

例えば、これまで私が旅行し
たどの国の都市においても、街
中で音響式信号機や点字プロッ
クなど、視覚障がい者の歩行を
助けるための設備は、米国西海
岸などのごく一部の例外を除い
て、ほとんどといってよいほど

見当たりませんでした。

このような町では、視覚障が
い者が一人で外出するのはさぞ
や大変だろうなと思う一方で、
海外では、よく、人々の「心の
バリア」の低さに驚かされるこ
ともあります。

■ 以前、私はグアムでスカイダ
イビングをやったことがあるの
ですが、「全盲の視覚障がい者
でもできるだろうか」と内心ド
キドキしながら受付で申込みを
すると、「ノープロブレム！
障がいのある人もみんな飛んで

るよ」という陽気な返事が返っ
てきました。障がい者だって
「危険な遊び」くらいするさ、
といった調子です。

また、ハンブルグのホテルで
はこんなことがありました。そ
のホテルでは、シャンプーやリ
ンスなどのボトルの形状がどれ
も同じだったため、触って区別
することができず、困ってフロ
ントに電話すると、ほどなくし
て客室係の男性がやってきて
「バスジェルには輪ゴムを、シ
ャンプーには大きなクリップ、
リンスには小さなクリップをつ

けてみました。これでいかがで
しょう」と言って、私の手を持
って、それぞれのボトルを確認
させてくれました。

■ ところで、日本では、この
「心のバリア」にはよく悩まされ
れます。「安全確保ができない」
という理由で学生寮への入居を
断られたこともありました。

また、盲導犬を使用している
妻とコーヒーショップに入ろう
としたところ、「盲導犬であつ
ても、犬を連れてご来店いただ
くことはできません」と言われ

おおごだ法律事務所
弁護士 大胡田 誠

先天性緑内障により12歳で失明。
2007年弁護士登録。全盲で司法試
験に合格した日本で3人目の弁護
士。2014年、著書が松坂桃李主演
でドラマ化され、反響をよぶ。
2019年9月おおごだ法律事務所を
開設し、現職。著書・講演・テレビ
出演など多数。



て、コーヒーの代わりに「苦い涙」を飲まされる、なんてこともありました。

日本では、社会の中で障がい者を受け入れる設備や制度は進んできたけれど、企業や市民の意識という面では、もう少し改善する余地があるのではないかと感じることも、実は少なくありません。

■ 本稿では、来年四月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）」の改正法が施行されるのを受けて、改めて、金融機関における障がい者に対する合理的配慮やバリアフリーについて考えてみたいと思います。

私が全盲の視覚障がいをもつ弁護士なので、視覚障がい者の視点からの考察が多くなってしまう点をご了承ください。

2 合理的配慮という考え 方

障害者差別解消法では、行政

機関と民間事業者に対して、障

がい者に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」の提供を義務づけています。

『「不当な差別的取扱い」についてはまだわかるけど、『合理的配慮』についてはよくわからない』という声を聞きます。

■ まずは、日本では、まだ新しい概念である合理的配慮について解説してみたいと思います。

■ 合理的配慮とは、障がい者の実質的平等を確保するために行う手助け、施設の改良、補助手段の提供、ルールの変更などで、提供する側に過重な負担を与えないものをいいます。

■ ところで、この社会の中には、多くの人ができないことは、それができなくても困らないように、すでにたくさんの方の配慮がなされています。例えば、多くの日本人は、英語のスピーチを聞いても理解することができません。そこで、国際会議には当然のように英語の通訳が

配置されます。

しかし、「できない人」が多数いる場合には当然のように配慮が提供されるけれど、「できない人」が少ない場合には、現在の社会では、当然には配慮が提供されていません。

■ 前の例でいえば、会議において英語の通訳は配置されても、聴覚障がい者のために手話通訳者が配置されるということは多くありません。

■ このように、現在、社会の中で当然には配慮が提供されていない場合に、それを必要としている障がい者からの求めに応じて、個別に提供される配慮が、合理的配慮です。

■ 政府が策定した障害者差別解消法のガイドラインである「基本方針」には、合理的配慮の例として次のようなものが挙げられています。

①車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境へ

の配慮

②筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮

③障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

■ 次に、合理的配慮とバリアフリーの関係についてみてみます。

■ 駅などの交通機関、ホテルや劇場、金融機関などの施設にエレベーターや点字ブロックなどを設置するバリアフリーは、不特定多数の障がい者の利便性を高めるために行われるもので、これは、障害者差別解消法の中では、「事前的改善措置」という位置づけがされています。

■ これらのバリアフリーの取組みによって、できる限り条件整備を行い、それでもまだ残る不便を取り除くため、個々の障がい者の申し出によって提供されるのが、合理的配慮です。